

特定建築物等定期報告 作成マニュアル

設 備

定期検査報告書の記入例

1

整理番号									
3	3	1	C	0	9	9	9	1	

(必ず記入して下さい)

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書

建築設備（昇降機を除く。）

（第一面）

別①

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 **福岡市長** 様 **2**

3 平成 28 年 10 月 20 日

〇〇会 〇〇病院

報告者氏名 **理事長 花旗 一郎** (印)

4 検査者氏名 **山田 二郎** (印)

【 1 . 所有者 】

- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 **〇〇カイ 〇〇ビョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ**
- 【 ロ . 氏 名 】 **〇〇会 〇〇病院 理事長 花旗 一郎**
- 【 ハ . 郵便番号 】 **811-3343**
- 【 ニ . 住 所 】 **福岡市東区△△△△3丁目1番5号**
- 【 ホ . 電話番号 】 **092-643-9999**

5

【 2 . 管理者 】

- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 **〇〇カイ 〇〇ビョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ**
- 【 ロ . 氏 名 】 **〇〇会 〇〇病院 理事長 花旗 一郎**
- 【 ハ . 郵便番号 】 **811-3343**
- 【 ニ . 住 所 】 **福岡市東区△△△△3丁目1番5号**
- 【 ホ . 電話番号 】 **092-643-9999**

【 3 . 報告対象建築物 】

- 【 イ . 所在地 】 **福岡市東区△△△△3丁目1番5号**
- 【 ロ . 名称のフリガナ 】 **〇〇カイ 〇〇ビョウイン**
- 【 ハ . 名 称 】 **〇〇会 〇〇病院**
- 【 ニ . 用 途 】 **病院**

6

検査結果表の中から該当する内容をご記入ください。

【 4 . 検査による指摘の概要 】

- 【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ . 指摘の概要 】 **換気不良 蓄電池不良**
- 【 ハ . 改善予定の有無 】 有 (平成 28 年 12 月に改善予定) 無
- 【 ニ . その他特記事項 】

7

※ 受付欄 <input type="checkbox"/>	※ 特記欄	※ 整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

1	整理番号	管理者(所有者)宛に送付した通知文書に記載している番号を必ず記入してください。(建築設備の報告は末尾が1となります。)
2	特定行政庁	建築物の所在地ごとに 北九州市内:北九州市長、福岡市内:福岡市長、久留米市内:久留米市長 大牟田市内:大牟田市長、それ以外:福岡県知事 となります。
3	提出日	報告書をセンターに提出する日付を記入してください。 なお、訂正、添付書類不足等で受付できないこともありますので、 窓口で記入 してください。
	報告者氏名	法人の場合は会社名、代表者の役職名、氏名を記入・捺印してください。 所有者、管理者が異なる場合は 管理者 を記入してください。
4	検査者氏名	検査者が2名以上のときは、 代表となる検査者 を記入・捺印してください。
5	所有者 管理者	所有者、管理者が法人のときはそれぞれ法人の名称、代表者の役職、氏名、住所、電話番号を記入してください。 ※ 報告受理書や次回の通知文書は管理者宛 に送付されます。 郵便物の届く住所を記入してください。(部屋番号も記入してください。) 管理者(所有者)が変更となった時は、 変更届 のご提出をお願いします。 (変更届は、住宅センターホームページからダウンロードできます。)
6	報告対象建築物	所在地は、 住居表示 をお願いします。 建物名称は、 現在の名称 を記入してください。
7	検査による指摘の概要	【イ.指摘の内容】 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置について、それぞれ第二面の【検査の状況】判定結果を記入してください。 ・ 全て指摘なしの場合 → <input type="checkbox"/> 指摘なし にチェック ・ 一つでも要是正判定があった場合 → <input type="checkbox"/> 要是正 にチェック ※但し、要是正項目が 全て既存不適格の場合 は <input type="checkbox"/> 既存不適格にもチェック を入れ、一部が既存不適格である場合は <input type="checkbox"/> 要是正のみにチェック 【ロ.指摘の概要】・・・ 要是正または既存不適格と判定された項目について 全て記入 してください。 【ハ.改善予定の有の場合】・・・改善予定の内、 最も早い日付 を記入してください。 【ニ.その他の特記事項】・・・指摘された事項以外で特に報告すべき事項があれば記入してください。

- 「要是正」とは・・・平成28年国土交通省告示第706号別表(に)の判定基準を参考にしてください。

別②

- 「既存不適格」とは・・・建築物が建築された時点での法令に適合していたが、その後に定められた法令に合わない場合を「既存不適格」といいます。この場合、法の不遡及の原則により、その法令は適用されません。

建築設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

【 イ . 階数 】 地上 5 階 地下 階

【 ロ . 建築面積 】 4,500.49 m²

【 ハ . 延べ面積 】 13,387.92 m²

【 ニ . 検査対象建築設備 】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

8

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

【 イ . 確認済証交付年月日 】 平成 13 年 5 月 30 日 第 400 号

【 ロ . 確認済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【 ハ . 検査済証交付年月日 】 平成 14 年 4 月 30 日 第 130 号

【 ニ . 検査済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()

9

【 3 . 検査日等 】

【 イ . 今回の検査 】 平成 28 年 10 月 10 日実施

【 ロ . 前回の検査 】 実施 (平成 27 年 10 月 22 日報告) 未実施

【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】 有 無

10

【 4 . 換気設備の検査者 】

(代表となる検査者)

【 イ . 資格 】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 222222 号
 建築設備検査員 第 D00012345 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 ヤマダ ジロウ

【 ハ . 氏名 】 山田 二郎

【 ニ . 勤務先 】 山田一級建築士事務所
 (1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【 ホ . 郵便番号 】 812-0034

【 ヘ . 所在地 】 福岡市博多区下呉服町50-20

【 ト . 電話番号 】 092-999-9999

(その他の検査者)

【 イ . 資格 】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏名 】

【 ニ . 勤務先 】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所在地 】

【 ト . 電話番号 】

新資格者名称に変更されました。

11

【 5 . 換気設備の概要 】

【 イ . 無窓居室 】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (19 系統 15 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無

【 ロ . 火気使用室 】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (1 系統 1 室)

【 ハ . 居室等 】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無

【 ニ . 空気調和設備・冷暖房設備 】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 ()

【 ホ . 防火ダンパーの有無 】 有 無

12

【 6 . 換気設備の検査の状況 】

【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】 換気不良

【 ハ . 改善予定の有無 】 有 (平成 28 年 12 月に改善予定) 無

13

【 7 . 換気設備の不具合の発生状況 】

【 イ . 不具合 】 有 無

【 ロ . 不具合記録 】 有 無

【 ハ . 改善の状況 】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

14

8	<p>建築物の概要</p>	<p>イ、ロ、ハは直前の確認(完了)検査の申請書類等に記載されているものを記入してください。 【ニ.検査対象建築設備】は、該当する設備全てにチェックを入れてください。 ※福岡県は、給水設備及び排水設備は、対象外です。</p>
9	<p>確認済証交付年月日等</p>	<p>【イ.確認済証交付年月日】及び【ハ.検査済証発行年月日】は検査対象の建築設備等に関する直前の確認済証交付年月日及び検査済証交付年月日を記入してください。</p>
10	<p>検査日等</p>	<p>【イ.今回の検査】・・・検査の最終日を記入してください。 【ロ.前回の検査】・・・1年前の検査が実施されていれば、□実施にチェックを入れ、併せて報告年月日を記入。前回未実施の時は□未実施にチェックを入れてください。(※今回が初めて(初回)の場合も、□未実施となります。) 【ハ.前回の検査に関する書類の写し】・・・前回(1年前)の定期検査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。</p>
11	<p>換気設備の検査者</p>	<p>複数で検査を実施した場合、全ての検査資格を有する検査者を記入してください。 建築士の資格により検査した場合は、事務所登録番号を必ず記入してください。検査者の勤務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。 ※対象となる設備がない場合は、記入して頂く必要がありません。(※斜線を引いてください。) 建築士以外の資格により検査した場合は、検査日に応じて、資格者番号を記入してください。 ・検査日が平成28年5月31日以前の場合→旧資格者証番号を記入 ・検査日が平成28年6月1日以降の場合→新資格者証交付番号を記入</p>
12	<p>換気設備の概要</p>	<p>【イ.無窓居室】・・・換気の為の有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室。 ※福岡県では、自然換気設備は定期検査の対象外です。 【ロ.火気使用室】・・・火気を使用する設備又は器具を設けた厨房、湯沸かし室、浴室等をいいます。 【ハ.居室等】・・・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用途に供する建築物の居室をいいます。</p>
13	<p>換気設備の検査の状況</p>	<p>換気設備検査結果表(別記第一号)の検査の結果を記入してください。 【イ.指摘の内容】 「検査結果表」の判定が ・全て指摘なしの場合→□指摘なしにチェック ・一つでも要是正判定があった場合→□要是正にチェック ※但し、要是正項目が全て既存不適格の場合は□既存不適格にもチェックを入れ、一部が既存不適格である場合は□要是正のみにチェック 【ロ.指摘の概要】・・・要是正または既存不適格と判定された項目について全て記入してください。 【ハ.改善予定の有の場合】・・・改善予定の内、最も早い日付を記入してください。</p>
14	<p>換気設備の不具合の発生状況</p>	<p>(イ)(ロ)(ハ)換気設備、排煙設備、非常用照明全てに共通。 不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。 不具合等があった場合は、【イ：不具合】の□有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(建築設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。□無にチェックをしたときはロ及びハはチェックしません。</p>

新資格者名称に変更されました。

【 8 . 排煙設備の検査者】
(代表となる検査者)

【イ. 資格】(1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 222222 号
建築設備検査員 第 D00012345 号

【ロ. 氏名のフリガナ】ヤマダ ジロウ

【ハ. 氏名】山田 二郎

【ニ. 勤務先】山田一級建築士事務所
(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【ホ. 郵便番号】812-0034

【ヘ. 所在地】福岡市博多区下呉服町50-20

【ト. 電話番号】092-999-9999

(その他の検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 15 号
建築設備検査員 第

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】 書式が変更されました。

【 9 . 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

排②

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無 16

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 (10 区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【 10 . 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし 17

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【 11 . 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無 18

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

新資格者名称に変更されました。

【 12 . 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】(1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 222222 号
建築設備検査員 第 D00012345 号

【ロ. 氏名のフリガナ】ヤマダ ジロウ

【ハ. 氏名】山田 二郎

【ニ. 勤務先】山田一級建築士事務所
(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【ホ. 郵便番号】812-0034

【ヘ. 所在地】福岡市博多区下呉服町50-20

【ト. 電話番号】092-999-9999

(その他の検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 19 号
建築設備検査員 第 D90000123 号

【ロ. 氏名のフリガナ】フクオカ イチロウ

【ハ. 氏名】福岡 一郎

【ニ. 勤務先】山田一級建築士事務所
() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】812-0034

【ヘ. 所在地】福岡市博多区下呉服町50-20

【ト. 電話番号】092-999-9999

15	<p>排煙設備の検査者</p>	<p>複数で検査を実施した場合、全ての検査資格を有する検査者を記入してください。</p> <p>建築士の資格により検査した場合は、事務所登録番号を必ず記入してください。検査者の勤務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。</p> <p>※対象となる設備がない場合は、記入して頂く必要がありません。(※斜線を引いてください。)</p> <p>建築士以外の資格により検査した場合は、検査日に応じて、資格者番号を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査日が平成28年5月31日以前の場合→旧資格者証番号を記入 検査日が平成28年6月1日以降の場合→新資格者証交付番号を記入
16	<p>排煙設備の概要</p>	<p>排煙設備とは、排煙機により排煙される設備であり、自然排煙設備は定期検査の対象外です。</p> <p>【イ.階避難安全検証法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 階避難安全検証・・・建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物はチェックを入れ、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。 全階避難安全検証法・・・同令129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物の時は、チェックを入れてください。 <p>(ロ)(ハ)(ニ)・・・該当する部屋がなければ「無」にチェックを入れてください。</p> <p>【ホ.居室等】・・・(ロ)(ハ)(ニ)以外の居室、廊下等の用に供する部分について記入してください。該当するときは排煙方式や区画の数を記入してください。</p>
17	<p>排煙設備の検査の状況</p>	<p>排煙設備検査結果表(別記第二号)の検査の結果を記入してください。</p> <p>【イ.指摘の内容】</p> <p>「検査結果表」の検査結果判定が</p> <ul style="list-style-type: none"> 全て指摘なしの場合→<input type="checkbox"/> 指摘なしにチェック 一つでも要是正判定があった場合→<input type="checkbox"/> 要是正にチェック <p>※但し、要是正項目が全て既存不適格の場合は<input type="checkbox"/> 既存不適格にもチェックを入れ、一部が既存不適格である場合は<input type="checkbox"/> 要是正のみにチェック</p> <p>【ロ.指摘の概要】・・・要是正または既存不適格と判定された項目について全て記入してください。</p> <p>【ハ.改善予定の有の場合】・・・改善予定の内、最も早い日付を記入してください。</p>
18	<p>排煙設備の不具合の発生状況</p>	<p>(イ)(ロ)(ハ)換気設備、排煙設備、非常用照明全てに共通。</p> <p>不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。</p> <p>不具合等があった場合は、【イ：不具合】の<input type="checkbox"/>有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(建築設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。<input type="checkbox"/>無にチェックをしたときはロ及びハはチェックしません。</p>
19	<p>非常用の照明装置の検査者</p>	<p>複数で検査を実施した場合、全ての検査資格を有する検査者を記入してください。</p> <p>建築士の資格により検査した場合は、事務所登録番号を必ず記入してください。検査者の勤務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。</p> <p>※対象となる設備がない場合は、記入して頂く必要がありません。(※斜線を引いてください。)</p> <p>建築士以外の資格により検査した場合は、検査日に応じて、資格者番号を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査日が平成28年5月31日以前の場合→旧資格者証番号を記入 検査日が平成28年6月1日以降の場合→新資格者証交付番号を記入

【LEDがある場合】
「その他(LED)」と記入してください。

無しのチェック欄が
無くなりました。

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 (110 灯) 蛍光灯 (67 灯) その他 (灯)
【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 110 灯、廊下 37 灯、階段 30 灯)
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形) ・ 自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
無

20

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 **蓄電池不良**
【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 28 年 12 月に改善予定) 無

21

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

22

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

- (代表となる検査者)
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】
(その他の検査者)
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

23

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m²) 貯水タンク (基 m²)
その他 ()
【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()
【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

24

20	非常用の照明装置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・【イ.照明器具】の灯数の総数と【ロ.予備電源】の灯数の総数は同じとなります。 ・【ロ.予備電源】には、該当する予備電源の種類にチェックを入れ、()内には、設置場所を記入してください。 ・「居室」には「廊下」「階段」以外の全ての灯数を記入してください。
21	非常用の照明装置の検査の状況	<p>非常用の照明装置の検査結果表(別記第三号)の検査の結果を記入してください。</p> <p>【イ.指摘の内容】 「検査結果表」の検査結果判定が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て指摘なしの場合 → <input type="checkbox"/> 指摘なし にチェック ・ 一つでも要是正判定があった場合 → <input type="checkbox"/> 要是正 にチェック <p>※但し、要是正項目が 全て既存不適格の場合は <input type="checkbox"/> 既存不適格にもチェック を入れ、一部が既存不適格である場合は <input type="checkbox"/> 要是正のみにチェック</p> <p>【ロ.指摘の概要】・・・ 要是正または既存不適格と判定された項目について 全て記入 してください。</p> <p>【ハ.改善予定の有の場合】・・・改善予定の内、最も早い日付 を記入してください。</p>
22	非常用の照明装置の不具合の発生状況	<p>(イ)(ロ)(ハ)換気設備、排煙設備、非常用照明全てに共通。</p> <p>不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。</p> <p>不具合等があった場合は、【イ：不具合】の<input type="checkbox"/>有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(建築設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。<input type="checkbox"/>無にチェックをしたときはロ及びハはチェックしません。</p>
23	給水設備及び排水設備	<p>福岡県は、定期報告の対象外になりますので、斜め線で消してください。</p>
24	備考	<p>国土交通大臣が指定する検査項目について、抽出検査をした場合は、その旨を記入してください。</p> <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備:検査項目1-(9)~(11)、(17)~(23)の検査は平成28年度~30年度に全数検査実施。 ・排煙設備:検査項目1-(18)(19)(39)(40)の検査は平成28年度~30年度に全数検査実施。

第二面の不具合の発生状況について、有にチェックした場合、具体的な内容を記入してください。

建築設備に係る不具合の状況

【 1 . 換気設備 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
H28/5	換気量不良	フィルターの詰まり	H28/8	フィルターの清掃

【 2 . 排煙設備 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【 3 . 非常用の照明装置 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【 4 . 給水設備及び排水設備 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

**建築設備に係る
不具合等の状
況**

- 前回検査報告した後に把握した、各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものについて記入してください。
- 「考えられる原因」は不具合が生じた原因を記入してくださいが、原因が不明な時は「不明」と記入してください。
- 「改善措置の概要等」既に改善を実施している場合または改善の予定がある場合、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合は、その理由を記入してください。
- 「不具合」と「要是正」は、意味が異なります。（※不具合は、前回の定期検査の指摘事項は含まれません。）
- 前回の検査時以降に不具合等を把握していない場合は、**第三面は省略**できます。

検査結果表の記入例

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)

当該検査に關与した検査者	代表となる検査者	氏名 山田 二郎	26	検査者番号
	その他の検査者			

番号	別③	検査項目等	27	検査結果			担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○			
(2)		外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況	○				
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置	○				
(4)		給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	○				
(5)		風道の取付けの状況	○				
(6)		風道の材質	○				
(7)		給気機及び排気機の設置の状況	○				
(8)		換気扇による換気の状況	○				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量		○		
(10)			各室の換気量		○		
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	○			
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況					
(14)		空気調和設備の運転の状況					
(15)		空気ろ過器の点検口					
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離					
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度	○			
(18)			各室内の相対湿度	○			
(19)			各室の浮遊粉じん量	○			
(20)			各室の一酸化炭素含有率	○			
(21)			各室の二酸化炭素含有率	○			
(22)	各室の気流		○				
(23)	各室の吹き出し空気の分配の状況	○					
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質		○			
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況		○			
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		○			
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置		○			
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況		○			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況		○			
(11)		換気扇による換気の状況		○			
(12)	機械換気設備の換気量		○				
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室							
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況		○			
(2)		防火ダンパーの取付けの状況		○			
(3)		防火ダンパーの作動の状況		○			
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		○			
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		○			
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ		○			
(7)		防火区画の貫通措置の状況		○			
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					

4 上記以外の検査項目等				
特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1-(9)	機械換気の換気量	換気量の不良	排風機の点検整備が必要	(H28/12)
1-(10)	機械換気の換気量	換気量の不良	吸込口のよごれ清掃が必要	(H28/12)

別記第二号 (A4)		検査結果表 (排煙設備)					
当該検査に関与した検査者	氏名		26	検査者番号			
	代表となる検査者	山田 二郎					
	その他の検査者						
番号	検査項目等 27			検査結果			担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	
1	令第123条第3項第1号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	○			
(2)			排煙風道との接続の状況	○			
(3)			排煙口の設置の状況	○			
(4)			排煙口の周囲の状況	○			
(5)			屋外に設置された排煙口への雨水等の防止措置の状況	○			
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	○			
(7)			作動の状況	○			
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	○			
(9)			排煙機の排煙風量	○			
(10)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	その他	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口的位置	○			
(12)			排煙口の周囲の状況	○			
(13)			排煙口の取付けの状況	○			
(14)			手動開放装置の設置の状況	○			
(15)			手動開放装置操作方法の表示の状況	○			
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	○			
(17)			排煙口の開放の状況	○			
(18)			排煙口の排煙風量	○			
(19)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況	○			
(21)		機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	○			
(22)			排煙風道の取付けの状況	○			
(23)			排煙風道の材質	○			
(24)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	○			
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	○			
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	○			
(27)			防火ダンパーの作動の状況	○			
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○			
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○			
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ	○			
(31)			防火区画の貫通措置の状況	○			
(32)			連動型防火ダンパーの熱感知器の位置	○			
(33)			連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況	○			
(34)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(35)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(36)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(37)			手動開放装置の設置の状況				
(38)			手動開放装置操作方法の表示の状況				
(39)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(40)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(41)			煙感知器による作動の状況				
(42)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(43)			給気風道の材質				
(44)			給気風道の取付けの状況				
(45)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況				
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(47)			給気風道との接続の状況				

(48)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況								
(49)		作動の状況								
(50)		電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況								
(51)		給気送風機の排煙風量								
(52)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況								
(53)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置								
(54)		吸込口の周囲の状況								
(55)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況								
2 令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー										
(1)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況							○	
(2)		給気口の周囲の状況							○	
3 令第126条の2第1項に規定する居室等										
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況								
(2)		手動降下装置による連動の状況								
(3)		煙感知器による連動の状況								
(4)		可動防煙壁の材質								
(5)		可動防煙壁の防煙区画								
(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況								
4 予備電源										
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況							○	
(2)		発電機の発電容量							○	
(3)		発電機及び原動機の状況							○	
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況							○	
(5)		空気槽の圧力								
(6)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況							○	
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況							○	
(8)		自家用発電装置の取付けの状況							○	
(9)		屋内設置の場合の給排気の状況							○	
(10)		接地線の接続の状況							○	
(11)		絶縁抵抗							○	
(12)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況							○
(13)			始動及び停止の状況							○
(14)			運転の状況							○
(15)			排気の状況							○
(16)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況							○
(17)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況							○
(18)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況							
(19)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況								
(20)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況								
(21)		給気管及び排気管の取付けの状況								
(22)		Vベルト								
(23)		接地線の接続の状況								
(24)		絶縁抵抗								
(25)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況							
(26)			運転の状況							
(27)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況									
5 上記以外の検査項目等										
特記事項										
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月						

別記第三号 (A4)		検査結果表 (非常用の照明装置)								
当該検査に 関した検査者	氏名		検査者番号							
	代表となる検査者	山田 二郎	1		26					
	その他の検査者	福岡 一郎	2							
番号	検査項目等		検査結果			担当検査者番号				
			指摘なし	要正	既存	不適格				
1 照明器具										
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	○				1・2			
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置										
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況		○			1・2			
(2)		予備電源の性能		○			1・2			
(3)	照度	照度の状況		○			1・2			
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○				1・2			
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○				1・2			
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置										
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	/							
(2)		電気回路の接続の状況								
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況								
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）								
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況								
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況								
4 電池内蔵形の蓄電池										
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	○				1			
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○				1			
5 電源別置形の蓄電池										
(1)	蓄電池	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	/						
(2)		換気の状況								
(3)		蓄電池の設置の状況								
(4)	蓄電池の性能	電圧								
(5)		電解液比重								
(6)		電解液の温度								
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況								
(8)		キュービクルの取付けの状況								
6 自家用発電装置										
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	/						
(2)		発電機の発電容量								
(3)		発電機及び原動機の状況								
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況								
(5)		空気槽の圧力								
(6)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況								
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況								
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況								
(9)		自家用発電装置の取付けの状況								
(10)		給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）								
(11)		接地線の接続の状況								
(12)		絶縁抵抗								
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況								
(14)		始動及び停止の状況								
(15)		音、振動等の状況								
(16)		排気の状況								
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況								

7 上記以外の検査項目等				
特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
2-(1)	予備電源の器具の点灯状況	点灯しない箇所がある（蓄電池不良）	取替を要す	(H28/12)
2-(2)	予備電源の性能	点灯しない箇所がある（蓄電池不良）	取替を要す	(H28/12)
2-(3)	照度		取替を要す	(H28/12)

28

26

当該検査に関与した検査者

検査者が1名で検査したときは、代表となる検査者欄に記入してください。検査者番号は記入不要です。検査者が2名以上のときは、その他の検査者に氏名を記入し、検査者番号が特定できる番号や記号（1、2など）を記入してください。以下の検査項目ごとに担当検査者番号を記入してください。

27

検査項目等

- ・ 該当しない検査項目があるときは、斜線を引くか当該項目の「番号」から「担当検査者番号」までを取消線で抹消してください。
- ・ 「検査結果」欄は、「指摘なし」「要是正」「既存不適格」の各欄に○を入れてください。（※既存不適格に○を入れたときは、「要是正」欄にも必ず○を入れてください。）

28

特記事項

- 検査の結果、要是正の指摘（既存不適格の場合も含む）があった場合には、必ず記入し、指摘が無い場合でも特記すべき事項があれば、記入してください。
- ・ 番号：項目の番号を入れてください。
 - ・ 検査項目：該当する検査項目番号に応じた内容を記入してください（簡略も可）
 - ・ 指摘の具体的内容等：指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。
 - ・ 改善策の具体的内容等：改善策が明らかになっている場合は、その内容を記入してください。
 - ・ 改善（予定）年月：改善予定が明らかになっている場合は、当該予定年月を（ ）書きで記入し、予定がないときは「-」としてください。

関係写真の記入の仕方

既存不適格以外の指摘事項には、写真が必要です。

別添様式 関係写真 (A4)

検査結果表の中から該当する番号を記入してください。

検査結果表より代表となる「検査項目」等を記入してください。

部位	番号	検査項目等	検査結果
	○-○	△△△△	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> 要是正等の判定で当該部位の外観の状況が確認できるように撮影した写真を貼付 </div>		特記事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 要是正にチェック </div>
		その部位の状況を記入	

部位	番号	検査項目等	検査結果
	○-○○	××××	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> 要是正等の判定で当該部位の外観の状況が確認できるように撮影した写真を貼付 </div>		特記事項	
		その部位の状況を記入	

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

別表1の記入例

測定年月日	平成27年8月5日	測定機器	メーカー名	(株)○○電工			型式番号等	判定
				必要換気量 (m ³ /h)	換気方式	換気設備機種名*注2		
階	室名*注1	必要換気量	メーカー名	換気方式	換気設備機種名*注2	型式番号等	判定	
1	△△△	360	換①	○ <input checked="" type="radio"/> 種・二種・三種	外気処理ユニット	換気状況の評価*注3	指摘なし・要是正	
2	△△△	360		○ <input checked="" type="radio"/> 種・二種・三種	外気処理ユニット	588 m ³ /h	指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	
				一種・二種・三種			指摘なし・要是正	

必要換気量 ≤ 測定風量の時は『指摘なし』となる

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けらるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

次年度検査実施予定

抽出検査を実施した時

居室毎に記入
 ※第二面の室数と一致すること。
 ※記入欄が不足するときは、
 行を追加または別紙を利用する。

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。
 注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注3) 換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として以下の確認等を行う場合には、その結果を記入する。
 ・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。

記入にあたっての注意事項

- 測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号を記入。
- 測定をした階数及び室名を記入。
- 必要換気量を記入。
- 該当する換気方式に○を記入。
- 換気設備の機種名を記入。
- 換気量を単位を含め「換気状況の評価」に記入。
- 必要換気量と測定換気量を比較し、必要換気量 ≤ 測定換気量であれば「判定欄」の「指摘なし」に○を記入。
- 換気量が不足しているときは「要是正」に○を記入。

別表2の記入例

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A.4)									
測定年月日	平成27年8月10日	測定機器メーカー名	例○○			型式番号等	○○-○○		
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m³/h)	開口面積 (m²)	測定風速*注 (m/s)	測定風量 (m³/h)	判定	
1階給湯室	開放式湯沸し器	11.6	40・30・20・2	432	0.09	1.9	616	指摘なし・要是正	
2階給湯室	開放式湯沸し器	11.6	40・30・20・2	432	0.09	2.2	713	指摘なし・要是正	
			換②					指摘なし・要是正	
			40・					指摘なし・要是正	
			40・					指摘なし・要是正	
			40・					指摘なし・要是正	
			40・					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	

432 < 616
判定は指摘なしとなる。

必要換気量 = 発熱量 × 排気7-1等^注の型式係数 × 理論廃ガス量
 $11.6 \times 40 \times 0.93 = 432$
 (※0.93は都市ガス、LPガスの理論廃ガス量)

測定風量 = 開口(排気口)面積 × 測定風速 × 3600
 $0.09 \times 1.9 \times 3600 = 616$

火気使用室ごとに記入
 ※第二面の室数と一致すること。
 ※記入欄が不足するときは、
 行を追加または別紙を利用する。

注) 測定風速欄には、原則的に測定した箇所の平均風速を記入する。

記入にあたっての注意事項

- 測定年月日、測定機器メーカー名、型式番号等、測定した室名、使用器具、機器の発熱量の欄にそれぞれ記入
- 換気型式を記入(該当箇所には○を記入)
- 必要換気量欄には「発熱量 × 型式係数 × 理論廃ガス量」の式により求めた値を記入
- 開口面積欄には、風速を測定した箇所の開口面積を記入
- 測定風速欄には、換気設備の風速を測定した平均風速を記入
- 測定風量には、開口面積 × 測定風速 × 3600(時間に換算)の式により求めた値を記入
- 判定は、必要換気量と測定風量を比較し、必要換気量 ≤ 測定風量であれば「指摘なし」に○を記入

別表3の記入例

測定風量 = 排煙口面積 × 測定風速 × 60
 $0.2 \times 10.22 \times 60 = 123$

※この書類は排煙機ごとに作成して下さい。

別表3 排煙風量測定記録表 (A-4)		測定年月日 平成27年8月5日		測定機器 メーカー名		排煙機銘板表示		排煙機の規定風量		
PY-33BKS-BH		排煙機系統 (機器番号等)		PY-33BKS-BH		一般系統 (SMF-2)		最大防煙区画面積 $270 \text{ m}^2 \times 1 \text{ or } 2 = 540 \text{ m}^2/\text{min}$		
階	室名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定	備考	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
1	A室	0.2	10.22	123	100	指摘なし・要是正				
2	B室	0.2	今回実施せず		150	防煙区画の床面積				
3	C室	0.35	13.25	278	270	指摘なし・要是正				
抽出検査を実施した時										
3	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定	備考	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
	〇〇〇	0.9	10.74	580	540	指摘なし・要是正		580	540	
4	直結エンジン (内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え	排煙機と風道、排煙口の対応関係が分かる図を記入すること							
	有	無	(指摘)なし・要是正	排煙機と風道、排煙口の対応関係が分かる図を記入すること						

規定風量を記入 ※合致していること。

排煙機と風道、排煙口の対応関係が分かる系統図を記載

注1) 測定風速欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大防煙区画面積に相当するエンストランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開放した後、排煙機の煙排出口風速のみを測定し判定を行う。
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

記入にあたっての注意事項

- 測定年月日、測定機器メーカー名、型式番号を記入。
- 【二居室等】の場合
 - 最大防煙区画面積: 1台の排煙機が受け持つ防煙区画のうち、最も大きい防煙区画の床面積を記入。
 - 「1」または「2」
 - ・1台の排煙機が1の防煙区画のみを受け持つ場合・・・「1」に〇
 - ・1台の排煙機が2以上の防煙区画を受け持つ場合・・・「2」に〇
- 排煙機の規定風量: 最大防煙区画の床面積 × 上記「1」又は「2」により、規定風量を算出し記入。(最低: 120 m³/min)
- 防煙区画ごとの階、室名を記入。
- 風速を測定した排煙口の面積 (m²) を記入。
- 排煙口で測定した測定風速 (平均風速) を記入。
- 測定風量を記入【測定風量 m³/min = 排煙口面積 m² × 測定風速 m/s × 60】
- 規定風量を記入【防煙区画の床面積 (m²) × 1 (m³/min)】
- 測定風量 ≥ 規定風量であれば指摘なしに〇を記入。
- 排煙機については毎年測定。

別表4の記入例

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)		測定機器 メーカー名		型式番号等		判定	
測定年月日	平成27年8月5日	測定場所	最低照度の測定場所	最低照度 (lx)	照度 (lx)	判定	照度 (lx)
光源の種類	階	地下1	部屋・廊下等	1.5	1.5	指摘なし・要是正	0000-0
白熱灯	地下1	階段踊り場付近		1.5	1.5	指摘なし・要是正	
蛍光灯	地下1	階段踊り場付近				指摘なし・要是正	
高輝度放電灯							
その他(LED)							
(別紙)							
階別	測定場所	測定位置 ^{注1}	光源の種類 ^{注2}	照度 (lx)			
地下1	階段	踊り場	蛍光灯 (内)	1.5			
地下1	事務所	出入り口付近	白熱灯	1.5			
・	・	・	・	・			
・	・	・	・	・			
・	・	・	・	・			
・	・	・	・	・			
3 F	階段	踊り場	蛍光灯 (内)	2			
3 F	事務室	出入り口付近	白熱灯	5.8			

この欄には、下記「別紙」に記入された最低照度を光源の種類ごとに記入する。

【LEDがある場合】…高輝度放電灯を消し「その他(LED)」と記入する。

記入にあたっての注意事項

- 測定年月日、測定機器メーカー名、型式番号等を記入。
- 最低照度の欄には、光源の種類別最低照度となる場所とその照度を記入。
- 判定：白熱灯の場合「1ルクス以上」、蛍光灯の場合「2ルクス以上」の時は指摘なしに○をつける。照度が上記未満の時は、要是正に○をつける。
- (別紙)は階ごとかつ、光源の種類ごとの照度を測定し記入してください。
- 測定位置には「出入り口付近」「踊り場」等具体的な測定位置を記入。
- 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯の別及び電池内蔵形のものには(内)と付けて記入。

注1) 測定位置欄には、例示として「出入り口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。

注2) 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯の別及び電池内蔵のものには(内)と付す。

概要書の記入例

定期検査報告概要書は、定期検査報告書の内容を転記してください。

整理番号

3 3 1 C 0 9 9 9 1

第三十六号の七 様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
定期検査報告概要書
建築設備（昇降機を除く。）

（第一面）

【 1 . 所有者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】 ○○カイ ○○ピョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ

【 ロ . 氏 名 】 ○○会 ○○病院 理事長 花旗 一郎

【 ハ . 郵便番号 】 811-3343

【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△3丁目1番5号

電話番号等の個人情報
は、記載しないでください。
(※概要書は、閲覧に供
するため)

【 2 . 管理者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】 ○○カイ ○○ピョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ

【 ロ . 氏 名 】 ○○会 ○○病院 理事長 花旗 一郎

【 ハ . 郵便番号 】 811-3343

【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△3丁目1番5号

【 3 . 報告対象建築物 】

【 イ . 所在地 】 福岡市東区△△△△3丁目1番5号

【 ロ . 名称のフリガナ 】 ○○カイ ○○ピョウイン

【 ハ . 名 称 】 ○○会 ○○病院

【 ニ . 用 途 】 病院

【 4 . 検査による指摘の概要 】

【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり （ 既存不適格 ） 指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】 換気不良 蓄電池不良

【 ハ . 改善予定の有無 】 有 （平成 28 年 12 月に改善予定） 無

【 ニ . その他特記事項 】

【 5 . 不具合の発生状況 】

【 イ . 不 具 合 】 有 無

【 ロ . 不具合記録 】 有 無

【 ハ . 不具合の概要 】 フィルターの詰まりのため換気量不良

【 ニ . 改善の状況 】 実施済 改善予定（平成 年 月に改善予定）

予定なし（理由： ）

建築設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

- 【 イ . 階 数 】 地上 5 階 地下 階
【 ロ . 建築面積 】 4,500.49 m²
【 ハ . 延べ面積 】 13,387.92 m²
【 ニ . 検査対象建築設備 】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

- 【 イ . 確認済証交付年月日 】 平成 13 年 5 月 30 日 第 400 号
【 ロ . 確認済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【 ハ . 検査済証交付年月日 】 平成 14 年 4 月 30 日 第 130 号
【 ニ . 検査済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【 3 . 検査日等 】

- 【 イ . 今回の検査 】 平成 28 年 10 月 10 日実施
【 ロ . 前回の検査 】 実施 (平成 27 年 10 月 22 日報告) 未実施
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】 有 無

【 4 . 換気設備の検査者 】

(代表となる検査者)

- 【 イ . 資 格 】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 222222 号
建築設備検査員 第 D00012345 号
【 ロ . 氏名のフリガナ 】 ヤマダ ジロウ
【 ハ . 氏 名 】 山田 二郎
【 ニ . 勤 務 先 】 山田一級建築士事務所
(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号
【 ホ . 郵便番号 】 812-0034
【 ヘ . 所 在 地 】 福岡市博多区下呉服町50-20
【 ト . 電話番号 】 092-999-9999
(その他の検査者)
【 イ . 資 格 】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【 ロ . 氏名のフリガナ 】
【 ハ . 氏 名 】
【 ニ . 勤 務 先 】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【 ホ . 郵便番号 】
【 ヘ . 所 在 地 】
【 ト . 電話番号 】

【 5 . 換気設備の概要 】

- 【 イ . 無窓居室 】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (19 系統 15 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
【 ロ . 火気使用室 】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (1 系統 1 室)
その他 (系統 室) 無
【 ハ . 居室等 】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
【 ニ . 空気調和設備・冷暖房設備 】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 ()
【 ホ . 防火ダンパーの有無 】 有 無

【 6 . 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【 イ . 資格】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 222222 号
 建築設備検査員 第 D00012345 号

【 ロ . 氏名のフリガナ】 ヤマダ ジロウ

【 ハ . 氏名】 山田 二郎

【 ニ . 勤務先】 山田一級建築士事務所

(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【 ホ . 郵便番号】 812-0034

【 ヘ . 所在地】 福岡市博多区下呉服町50-20

【 ト . 電話番号】 092-999-9999

(その他の検査者)

【 イ . 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【 ロ . 氏名のフリガナ】

【 ハ . 氏名】

【 ニ . 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【 ホ . 郵便番号】

【 ヘ . 所在地】

【 ト . 電話番号】

【 7 . 排煙設備の概要】

【 イ . 避難安全検証法等の適用】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()

【 ロ . 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【 ハ . 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【 ニ . 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 (10 区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【 ホ . 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【 ヘ . 予備電源】 蓄電池 自家発電装置 直結エンジン 無

【 8 . 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【 イ . 資格】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 222222 号
 建築設備検査員 第 D00012345 号

【 ロ . 氏名のフリガナ】 ヤマダ ジロウ

【 ハ . 氏名】 山田 二郎

【 ニ . 勤務先】 山田一級建築士事務所

(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【 ホ . 郵便番号】 812-0034

【 ヘ . 所在地】 福岡市博多区下呉服町50-20

【 ト . 電話番号】 092-999-9999

(その他の検査者)

【 イ . 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 D90000123 号

【 ロ . 氏名のフリガナ】 フクオカ イチロウ

【 ハ . 氏名】 福岡 一郎

【 ニ . 勤務先】 山田一級建築士事務所

(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【 ホ . 郵便番号】 812-0034

【 ヘ . 所在地】 福岡市博多区下呉服町50-20

【 ト . 電話番号】 092-999-9999

【 9 . 非常用の照明装置の概要】

【 イ . 照明器具】 白熱灯 (110 灯) 蛍光灯 (67 灯) その他 (灯)

【 ロ . 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 110 灯、廊下 37 灯、階段 30 灯)

蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

蓄電池 (別置形) ・ 自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

無

【 10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【へ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【へ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【 11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】給水タンク(基 m²) 貯水タンク(基 m²)
その他()

【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他()

【ハ. 圧力タンクの有無】有 無

【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式

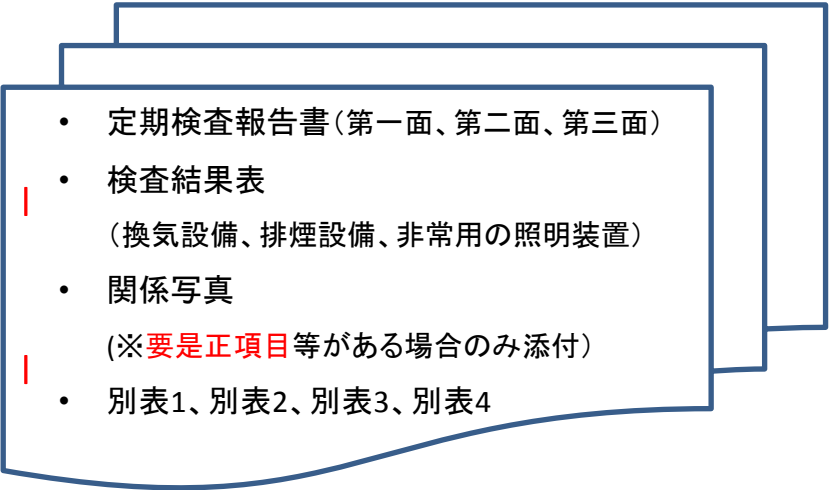
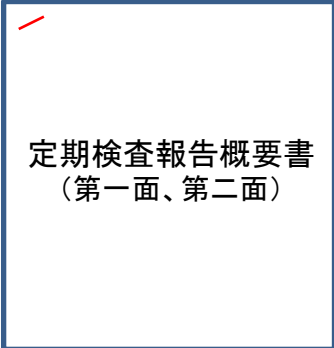
【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他()

【 12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の六様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

報告書の綴じ方

報告書	 <ul style="list-style-type: none">定期検査報告書(第一面、第二面、第三面)検査結果表 (換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)関係写真 (※要是正項目等がある場合のみ添付)別表1、別表2、別表3、別表4 <p>※該当しない書類は省いてください。 ※左 2箇所 ホッチキス止め ※ 2部 お持ちください。 (1部は、控えとして受付スタンプを押印の上お返しします。)</p>
概要書	 <p>定期検査報告概要書 (第一面、第二面)</p> <p>※左上 1箇所 をホッチキス止め ※控えが不要の方は、1部の提出で構いません。</p>

平成28年6月1日から法改正に伴い、報告様式が変更されました。当センターホームページより、新たな報告様式をダウンロード下さい。

様式をダウンロードされる場合は、定期報告書と定期報告概要書がリンクした「**エクセル版**」の**ご使用**をお願いします。

※本様式は入力が簡略化されるよう工夫されています。訂正、差し替えの防止に、ぜひご活用ください。

報告書は次回検査時までには必ず保管しておいてください。

別①

…(P1)

(報告、検査等)

第十二条 第十二条第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。))についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。)をさせなければならない。

3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

別②

…(P2)

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という。)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(居室の採光及び換気)

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

3 別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。

建築基準法(別表第1)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

(第6条、第27条、第28条、第35条の3、第90条の3関係)

	(い) 用途	(ろ) (イ)欄の用途に供する階	(は) (イ)欄の用途に供する部分((一)項の場合にあつては客席、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。)の床面積の合計	(に) (イ)欄の用途に供する部分((二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル)以上	



劇場等の居室の換気設備(法28条3項、4項、令20条の2)

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂または、集会場の居室には、換気上有効な開口部の有無にかかわらず、換気設備を設けなければならない。これらの室は、開口部があつても、通常の使用状態においては閉じられていることが多いので、機械による強制換気を行うものである。したがって、これらの室に設ける換気設備は、中央管理方式の空調設備、機械換気設備又は国土交通大臣が認定した設備でなければならず、自然換気設備とすることはできない。この空調設備又は機械換気設備は、換気設備の一般基準(令129条の2の6、本書本設の(4)参照)によるほか、有効換気量は、次式による。

$$V \geq 20Af/N(\text{m}^3/\text{h})$$

Af:居室の床面積

(有効開口部による控除はない)(m^3)

N:1人当たりの占有面積(m^2)ただし、3を超えるときは3とする。

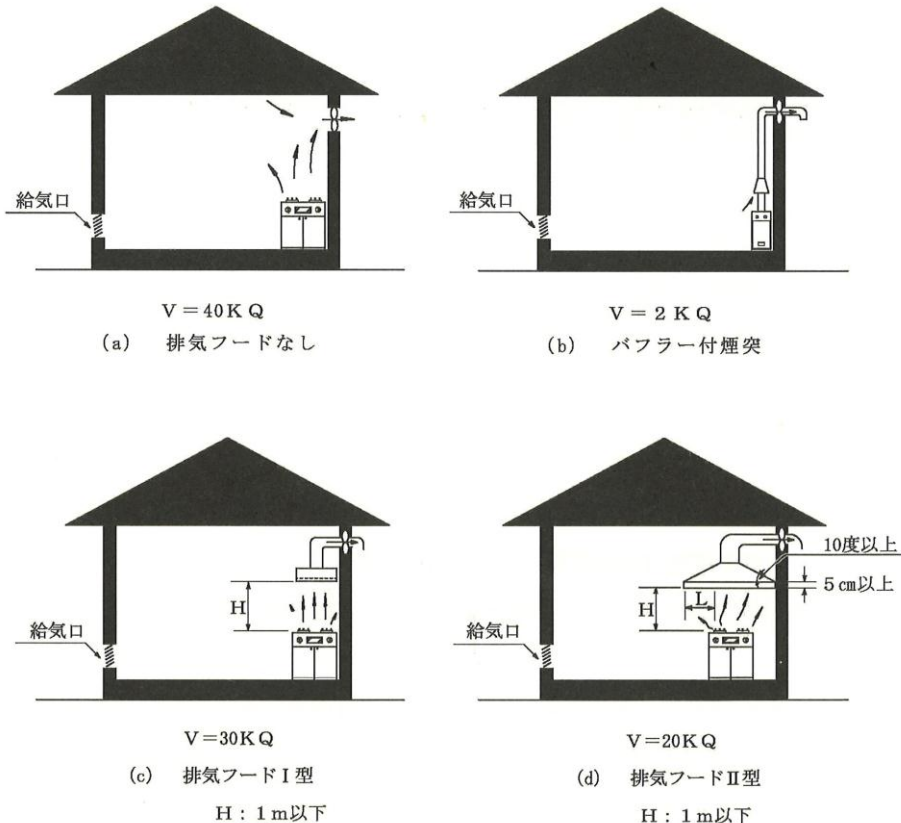
換①

…機械換気設備の種類(換気方式)(P18)

換気方式	説明	図例
第1種換気	<p>給気・排気ともに換気扇・給排気ファンなどにより強制的に行う方式で、室内圧を自由に設定できる。</p> <p>集会場、映画館、劇場など、換気量を多く必要とする用途に用いられる。</p>	
第2種換気	<p>換気扇・給気ファンなどにより、外気を強制的に室内に押し込み、窓等から自然に屋外に排出する方式で、室内圧が正圧になる。</p> <p>食品店舗、ボイラー室などの用途に用いられる。</p>	
第3種換気	<p>換気扇・排気ファンなどにより、空気を強制的に室内から排出し、給気口等により空気を取り入れるので、室内圧が負圧になる。</p> <p>便所、浴室、台所など臭気や蒸気、燃焼廃ガスなどが排出される用途に用いられる。</p>	

換②

…火気使用室の排気フード等の形状と必要換気量(P19)



排①

…吸引式(機械排煙設備)の排煙機の能力(P20)

区分	構造等の要点	備考
排煙機の排煙能力	排煙能力Q ・一つの防煙区画部分を対象とする場合 $Q = \text{防煙区画面積} \times 1 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上で、かつ、 $120 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上 ・二つ以上の防煙区画部分を対象とする場合 $Q = \text{最大防煙区画面積} \times 2 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上で、かつ、 $120 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上 【令第126条の3第1項第九号】	・防煙区画の面積にかかわらず、最低 $120 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上の排煙機を設けなければならない。 ・防煙区画面積が 500 m^2 の場合の排煙機の能力は、 $500 \text{ m}^2 \times 2 \text{ m}^3/\text{min} = 1,000 \text{ m}^3/\text{min}$
	排煙能力Q $Q = \text{対象とする防煙区画面積の合計} \times 1 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上で、かつ、 $500 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上 【平12建告第1436号(二)】	・劇場、集会場等(令第112条第1項第一号に掲げるもの)で天井高3m以上の場合に適用可能。

排②

…特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの基準(P5)

	特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	付室兼用の乗降ロビー
給気口の開口面積	1 m^2 以上 【昭44建告第1728号第2一へ】	1 m^2 以上 【昭45建告第1833号第2一へ】	1.5 m^2 以上 【同左】
給気風道の断面積	2 m^2 以上 【昭44建告第1728号第2一へ】	2 m^2 以上 【昭45建告第1833号第2一へ】	3 m^2 以上 【同左】
排煙機の排煙能力	$4 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上 (240 $\text{m}^3/\text{分}$ 以上) 【昭44建告第1728号第2二へ】	$4 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上 (240 $\text{m}^3/\text{分}$ 以上) 【昭45建告第1833号第2二へ】	$6 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上 (360 $\text{m}^3/\text{分}$ 以上) 【同左】

